

第10章 運営体制

10-1 運営体制の方針

【運営体制の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山の保存活用を一体的、継続的に推進するため、英彦山再興を多様な主体間で共有し、産学官民連携による信仰、地域振興、文化財保護の視点から運営体制の構築を目指す。

運営体制の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の運営体制に取り組む。

方針1 庁内横断的な体制による保存活用を推進する

史跡英彦山の保存活用を一体的、先導的に進めるため、現在のまちづくり課による一体的な協議・調整が可能な体制を基礎とし、関係各課が連携した横断的な取組を推進する。

本計画に基づく現状変更の取扱い基準の適切な運用を図るため、自然環境や防災等といった関係各課とより一層の情報共有を図る。

方針2 英彦山神宮、町民、地元組織、教育機関、民間企業等と連携した保存活用を推進する

史跡英彦山の持続的な保存活用を進めるため、町による取組と英彦山神宮、町民、地元組織、教育機関、民間企業等の取組の連携を強化する。

英彦山神宮や地域住民等による日常的な維持管理や情報発信等に加えて、地域の関係主体の協力による取組の充実化を図る。また、大学やその他専門家等との連携を図りながら、多種多様な遺構、遺物が存在する英彦山の保存活用を進める。さらに、民間企業等による保存活用に資する事業の展開により、持続的な取組を促す。

方針3 関係主体の意見交換の場を創出する

史跡英彦山に関わる関係主体が共通の物差しを持ちながら主体的に保存活用を進めるため、同じ情報を共有化しつつ、史跡英彦山の目指す方向性の実現化に向けた協議・調整を行う場の形成を図る。

10-2 運営体制の方法

運営体制の方針を推進する方法を示す。

(1) 信仰に係る運営体制の方法

英彦山は史跡指定されるはるか前から続く信仰の場であり、将来にわたっても信仰を継承する場である。信仰の中心である英彦山神宮が主体となり、時代に応じた信仰のあり方を模索し、振興を深める。

(2) 地域振興に係る運営体制の方法

英彦山の再興を実現する上では、英彦山が持つ魅力を地域振興に積極的に活用し、交流を促すことが大事である。地域振興の主体として、町民や民間企業、その他関連団体が積極的に関わりながら、観光振興や魅力発信等の持続的な活動を展開する。

(3) 文化財保護に係る運営体制の方法

史跡英彦山を後世に継承する上では、文化財保護法に基づく保護措置の適切な運用や公益の立場に立った取組を推進することが重要である。本町は文化財保護の主体として、専門家等で構成される調査委員会による調査研究を推進、保存活用に必要な措置を検討し、施策を展開する。また、より積極的な施策を展開するため、史跡の保存活用に取り組む上での母体となる、文化財担当職員や専門職としての学芸員の確保など、職員を増員することで体制を強化する。